

# コンタクトレンズ検査料について

当院は、コンタクトレンズ検査料1の施設基準に適合している旨、関東信越厚生局に届出を行っています。

※コンタクトレンズ診療に係る点数は下記の通りです。過去にコンタクトレンズ検査料が算定されている場合には、外来診療料が算定されます。

| 診療報酬名称       | 点数   |
|--------------|------|
| 初診料          | 291点 |
| 外来診療料        | 77点  |
| コンタクトレンズ検査料1 | 200点 |

診療医師名：沖永 貴美子

眼科診療経験：21年

※上記についてご不明な点は2階22（眼科・耳鼻咽喉科）受付にご相談下さい。